

## 家電リサイクル法検討に関する製造業者意見

社団法人 日本電機工業会  
家電リサイクル委員会  
委員長 中島 康雄

### 循環型社会構築への家電リサイクル法の貢献

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)は、再商品化率を高い水準で達成し、最終処分量を大幅に削減する等、循環型社会の構築に向けて成果を上げるとともに、フロン類の回収・無害化等の地球環境問題への対応も着実に進めている。

とくに、循環型社会形成推進に当って、以下の3点で格段の進歩があった。

#### 1. “ゆりかごからゆりかごへ”という資源循環型社会(グリーンプロダクトチェーン)を実現する為に、社会の全ての関係主体が、それぞれの役割を担い、共創・共働すること。

【現行制度では】

国・地方公共団体・消費者・小売業者・製造業者等、それぞれの役割分担が明確になっており、各自がその役割を果たす制度となっている。ただし、徹底させるよう修正すべき課題がある。

#### 2. 製造業者に環境配慮設計(DfE)のインセンティブが働き、かつ静脈産業を健全に発展させる社会コストミニマムなシステムであること。

【現行制度では】

使用済み家電品が製造業者に還流されるため、製造業者に環境配慮設計(DfE)のインセンティブが働いている。

リサイクル料金が家電リサイクルの適正な処理に確実に充当され、リサイクル技術開発も進み、資源再生産業として健全に発展している。

モノとカネの交換が同時に行われるシステムであり、経済原則から見て社会コストミニマムである。

#### 3. マテリアルリサイクルの更なる推進により、再生資源の市場形成を促進させ、国内将来資源を確保すること。(資源小国から資源立国へ)

【現行制度では】

鉄、銅、アルミ、ブラウン管ガラスなど、33万4063トン(2005年度)の高品質な再商品化の実績をあげている。加えて、基板等からの金属回収も実施している。

世界で初めて、使用済み家電品から安定的にプラスチックが回収され、しかも、新しい家電品等に再生資源として利用されている。

## 不法投棄に関する考察

1. 環境省の調査結果からも、不法投棄は微減もしくは横ばい傾向にある。

	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年 4～9月期
不法投棄 台数	122千台	139千台	166千台	176千台	172千台	82千台
引き取り台数 比率	-	-	1.61%	1.66%	1.58%	1.27%

環境省報道発表資料による。「不法投棄台数」は、環境省調査で把握された不法投棄台数を人口カバー率で割り戻した台数。

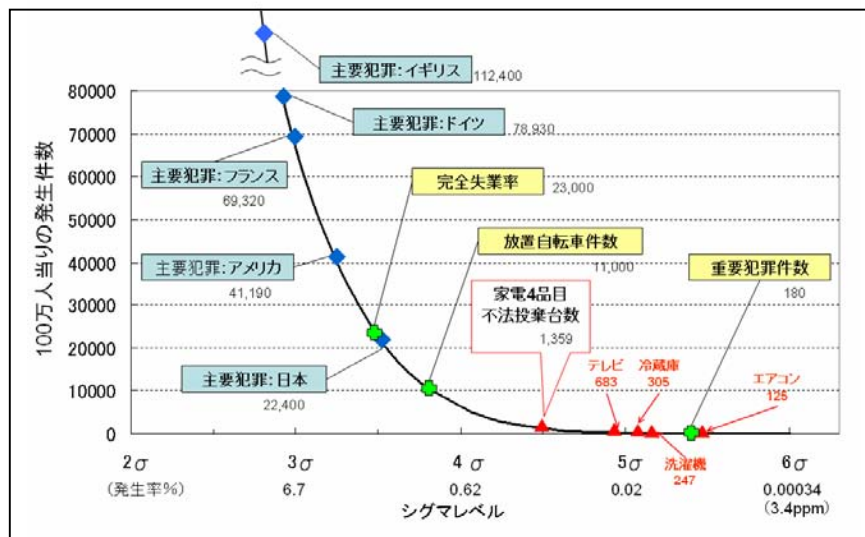
2. 全地方公共団体の8割が、次のような不法投棄の未然防止対策を積極的に実施されており、大きな効果を上げている。

<具体例>

巡回監視、パトロール、ポスター、チラシ、看板等による普及啓発、町内会など住民との連携による監視、通報体制の構築等、郵便局、タクシー業界等との連携による監視体制の構築等。

3. 家電リサイクル法の5年間の結果から判断すれば、現行の排出時徴収方式が不法投棄を増加させているとは考えにくい。

<参考> 不法投棄台数の100万人当りの発生率(件数)



<参考文献>

環境省報道発表資料、東京都生活文化局「駅前放置自転車の現状と対策」平成16年度調査  
 警察庁「犯罪統計書」、法務省「犯罪白書」平成16年版、総務省統計局「労働力調査」など

## **. 資源循環型社会を形成するためには実態を的確に把握することが必須**

1. 「何が起きているかわからないまま、想定で対処してはいけない。」は、品質改善の大原則である。  
社会品質の向上を目指す法制度設計においても同様である。  
『見えないフロー』の実態把握が無いままに制度変更しても、その効果が定量的・客観的に政策評価できず、制度改定による改悪の恐れも有り得る。
2. 資源循環型社会を形成するには、静脈側の実態を的確に把握する諸制度が必要である。  
例えば、国際的な物品コード(HS コード)の細分化等、中古家電やリサイクル目的の循環資源の輸出入が把握できる仕組みを構築すべきと考える。  
なお、生産動態統計は、統計法第5条で、製造業者に申告義務を課すことで法制度設計に資している。
3. 家電リサイクル法以外で処理されている家電4品目の処理の実態についても、明らかにする必要がある。

## **. 品目拡大**

1. 品目拡大を検討する際は、法第2条第4項に則って判断されるべきである。
2. なお、再資源化と省エネルギー(地球温暖化防止)のバランスを考慮し、LCA評価を加えることも今後の課題と考える。

以 上